

指摘事項と対応事項

開催日	会議及び説明会の名称
11月19日(木)	1. 第4回三郷市景観協議会
11月26日(木)	2. 都市計画審議会
11月28日(土) 29日(日) 30日(月)	3. 景観計画の策定及び景観条例の制定に係わる説明会

平成21年1月21日(木)

1. 第4回三郷市景観協議会の指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項									
1	<p>【色彩基準について】</p> <p>●色彩基準を設定する場合に、嫌なものを排除する考え方の性悪説に立ちすぎると創造的な発想を阻害してしまう事が懸念されるので、あまり厳しい基準は三郷市では馴染まないのではないかと思います。</p>	<p>説明資料 2 P-11</p> <p>○色彩を含め景観形成基準の考え方を、「運用開始後の一定期間は許容範囲のやや広い『緩やかな基準』とします」と定めております。そのため、改めてこの考え方に沿って色彩基準の見直しを行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 行為の制限に関する事項（景観形成基準）</p> <p>(1) 「景観形成基準」設定の考え方</p> <p>①景観形成基準は、すべての「建築物等」、「開発行為」、「土地の形質の変更」、「木竹の植栽又は伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」の行為を対象とし、良好な景観形成の推進を目的として定めるものです。ただし、届出は一定規模のものを対象として行います（第4章「2届出対象行為」参照）。</p> <p>②良好な景観形成は、長期的な展望のなかで、一定期間ごとの段階を経て蓄実に向上させていくことを目指します。そのため景観形成基準は、運用開始後の一定期間は「育成期」と捉え、許容範囲のやや広い「緩やかな基準」とします。また、一定期間の後（例えば10年毎）に見直しを行い、徐々に基準の充実を図ることとします（発展期からさらに成熟期へ）。</p> <p>③景観形成基準の詳細（下記一覧表の一部の例示に相当）は、運用の細目規定とし別途「基準の手引き」の作成や「景観アドバイザーの助言等」で対応を図ることとします。</p> <p>④重点地区の「新三郷らシティ地区」と「三郷中央駅地区」は、景観に関連する独自の計画があります。基準の詳細については、下記の建築物等の景観形成基準のほか、これらの計画に沿うものとします。</p> </div>									
2	<p>【色彩基準について】</p> <p>●強調色を自由に使えるような数値設定をするのであれば一言、定量的な基準は定めないが別途、定性的な基準でみていきますと文言で定めておく方が合理的ではないか。</p>	<p>説明資料 2 P-21</p> <p>○□の強調色は、「各地区とも定量的な定めは設けませんが定性的※な基準で誘導等を行う」旨の文言を加えます。</p> <p>※対象の状態を不連続な性質の変化に着目してとらえること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(□) 基調色と強調色の定義</p> <p>●「基調色」及び「強調色」の定義は、次に示すとおりです。</p> <p>イ. 基調色は、壁または屋根全体の大きな面積（下記表参照）を占める色彩をいいます。基調色は、建築物のイメージづけを行うことができます。なお、基調色の色彩基準は、各対象地区において定量的な定めを行うこととします。</p> <p>ロ. 強調色は、壁または屋根全体の小さな面積（下記表参照）を占める色彩をいいます。強調色は、建築物の特徴や個性を高めることができます。なお、強調色の色彩基準は、各対象地区とも定量的な定めは設けませんが定性的な基準で誘導等を行うこととします。</p> <p>ハ. イ及びロの色彩面積は、透明なガラス面の窓・扉等を除く。</p> <table border="1" data-bbox="574 1545 1372 1668"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基調色</th> <th>強調色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居・自然系等</td> <td>8.5/10以上</td> <td>1.5/10未満</td> </tr> <tr> <td>商業系</td> <td>8.0/10以上</td> <td>2.0/10未満</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	基調色	強調色	住居・自然系等	8.5/10以上	1.5/10未満	商業系	8.0/10以上	2.0/10未満
区分	基調色	強調色									
住居・自然系等	8.5/10以上	1.5/10未満									
商業系	8.0/10以上	2.0/10未満									

整理番号	指摘事項	対応事項																																																																																																																																																																
3	<p>【色彩基準について】</p> <p>●屋根の基準は市、一律同じにした方が分りやすくなり、運用もしやすいのではないか。</p>	<p>説明資料 2 P-22～25</p> <p>○表の屋根の基調色の明度を、全地区とも明度 2～6 に統一します。</p> <p>①住居・自然系等が主となる地区の色彩基準の設定（まちなみ景観ゾーン、ゆとり景観ゾーン、みず・みどり景観ゾーン/水辺景観軸、道路・鉄道景観軸/みず・みどりレクリエーション景観拠点）</p> <p>●本地区は、主に住居環境やみず・みどりの自然環境に調和するよう、「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」の形成を図る色彩とします。一住居施設等の基調色：暖色系の彩度</p> <p>■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）</p> <table border="1" data-bbox="574 504 1364 806"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="2">基調色</th> <th colspan="2">強調色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">14以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">12以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>②商業系が主となる地区の色彩基準の設定（ときめき景観ゾーン/駅景観拠点）</p> <p>●本地区は、主に商業系環境に調和するよう、「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の形成を図る色彩とします。一商業施設等の基調色：強調色を活用した明るく活発性の発揮</p> <p>■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）</p> <table border="1" data-bbox="574 952 1364 1232"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="2">基調色</th> <th colspan="2">強調色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">14以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">12以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 新三郷ららシティ地区 ～商業・住居・工業系～</p> <p>●現在形成されている良好な景観の保全と育成を図る色彩とします。</p> <p>■外壁及び屋根の基調色と補助色と強調色（使用可能な範囲）</p> <table border="1" data-bbox="574 1355 1364 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="2">基調色</th> <th colspan="2">強調色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">14以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">12以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 三郷中央駅地区（センターゾーン） ～商業・住居系～</p> <p>●本地区が目指す、「人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う」市民空間の形成を図る色彩とします。</p> <p>■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）</p> <table border="1" data-bbox="574 1780 1364 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="2">基調色</th> <th colspan="2">強調色</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">14以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">1～9.5</td> <td rowspan="2">12以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>外壁</td> <td>2～9</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根</td> <td>2～6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	部位	基調色		強調色		明度	彩度	明度	彩度	1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下		屋根	2～6	4以下	4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下		屋根	2～6	2以下	N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—		屋根	2～6	—	色相	部位	基調色		強調色		明度	彩度	明度	彩度	1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下		屋根	2～6	4以下	4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下		屋根	2～6	2以下	N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—		屋根	2～6	—	色相	部位	基調色		強調色		明度	彩度	明度	彩度	1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下		屋根	2～6	4以下	4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下		屋根	2～6	2以下	N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—		屋根	2～6	—	色相	部位	基調色		強調色		明度	彩度	明度	彩度	1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下		屋根	2～6	4以下	4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下		屋根	2～6	2以下	N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—		屋根	2～6	—
色相	部位	基調色			強調色																																																																																																																																																													
		明度	彩度	明度	彩度																																																																																																																																																													
1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	4以下																																																																																																																																																															
4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	2以下																																																																																																																																																															
N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	—																																																																																																																																																															
色相	部位	基調色		強調色																																																																																																																																																														
		明度	彩度	明度	彩度																																																																																																																																																													
1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	4以下																																																																																																																																																															
4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	2以下																																																																																																																																																															
N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	—																																																																																																																																																															
色相	部位	基調色		強調色																																																																																																																																																														
		明度	彩度	明度	彩度																																																																																																																																																													
1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	4以下																																																																																																																																																															
4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	2以下																																																																																																																																																															
N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	—																																																																																																																																																															
色相	部位	基調色		強調色																																																																																																																																																														
		明度	彩度	明度	彩度																																																																																																																																																													
1R (赤) 2YR (橙) 3Y (黄)	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	4以下																																																																																																																																																															
4GY (黄緑) 5G (緑) 6BG (青緑) 7B (青) 8PB (青紫) 9P (紫) 10RP (赤紫)	外壁	2～9	2以下	1～9.5	12以下																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	2以下																																																																																																																																																															
N (無彩色)	外壁	2～9	—	—	—																																																																																																																																																													
	屋根	2～6	—																																																																																																																																																															

【良好な色彩づくりへと市民の意識を導くための色彩基準の考え方について】

●色彩基準等の設定において、市民の意識をどのように導くための基準づくりなのか主旨が読み取れません。単純に景観を損なわないために緑がある住みやすい街をつくると言われても、意識を持っていけないというのが事実だと思いますので、そのような意識をどのような形で持っていくべきというところから始めてほしいと思いますがどうでしょうか。

説明資料 2 P-22～25

○各地区の「色彩基準の設定」の項に、下記の色彩基準の考え方の文言を追記します。

【住居・自然系が主となる地区】

・本地区は、主に住居環境やみず・みどりの自然環境に調和するよう、「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」の形成を図る色彩とします。

【商業系が主となる地区】

・本地区は、主に商業系環境に調和するよう、「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の形成を図る色彩とします。

【新三郷ららシティ地区】

・現在形成されている良好な景観の保全と育成を図る色彩とします。

【三郷中央駅地区】

・本地区が目指す、「人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う」市民空間の形成を図る色彩とします。

①住居・自然系等が主となる地区の色彩基準の設定（まちなみ景観ゾーン、ゆとり景観ゾーン、みず・みどりの景観ゾーン/水辺景観軸、道路・鉄道景観軸/みず・みどりのレクリエーション景観拠点）

●本地区は、主に住居環境やみず・みどりの自然環境に調和するよう、「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」の形成を図る色彩とします。一住居系景観の基調色：緑色系の色彩度

■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色		
		明度	彩度	明度	彩度	
①R（赤）	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下	
②YR（橙）						
③Y（黄）						
④GY（黄緑）	外壁	2～9	2以下		12以下	
⑤G（緑）						
⑥BG（青緑）						
⑦B（青）						
⑧PB（青紫）	屋根	2～6	2以下	-		
⑨P（紫）						
⑩RP（赤紫）						
N（無彩色）	外壁	2～9	-		-	-
	屋根	2～6	-		-	-

②商業系が主となる地区の色彩基準の設定（ときめき景観ゾーン/駅景観拠点）

●本地区は、主に商業系環境に調和するよう、「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の形成を図る色彩とします。一商業系景観の基調色：強調色を各用した補色づけや個性の発揮

■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色		
		明度	彩度	明度	彩度	
①R（赤）	外壁	2～9	6以下	1～9.5	14以下	
②YR（橙）						
③Y（黄）						
④GY（黄緑）	外壁	2～9	2以下		12以下	
⑤G（緑）						
⑥BG（青緑）						
⑦B（青）						
⑧PB（青紫）	屋根	2～6	2以下	-		
⑨P（紫）						
⑩RP（赤紫）						
N（無彩色）	外壁	2～9	-		-	-
	屋根	2～6	-		-	-

(イ) 新三郷ららシティ地区 ～商業・住居・工業系～

●現在形成されている良好な景観の保全と育成を図る色彩とします。

■外壁及び屋根の基調色と補助色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色		
		明度	彩度	明度	彩度	
①R（赤）	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下	
②YR（橙）						
③Y（黄）						
④GY（黄緑）	外壁	2～9	2以下		12以下	
⑤G（緑）						
⑥BG（青緑）						
⑦B（青）						
⑧PB（青紫）	屋根	2～6	2以下	-		
⑨P（紫）						
⑩RP（赤紫）						
N（無彩色）	外壁	2～9	-		-	-
	屋根	2～6	-		-	-

(ロ) 三郷中央駅地区（センターゾーン） ～商業・住居系～

●本地区が目指す、「人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う」市民空間の形成を図る色彩とします。


■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色		
		明度	彩度	明度	彩度	
①R（赤）	外壁	2～9	4以下	1～9.5	14以下	
②YR（橙）						
③Y（黄）						
④GY（黄緑）	外壁	2～9	2以下		12以下	
⑤G（緑）						
⑥BG（青緑）						
⑦B（青）						
⑧PB（青紫）	屋根	2～6	2以下	-		
⑨P（紫）						
⑩RP（赤紫）						
N（無彩色）	外壁	2～9	-		-	-
	屋根	2～6	-		-	-

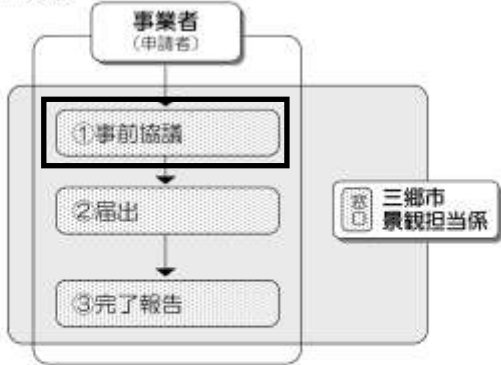
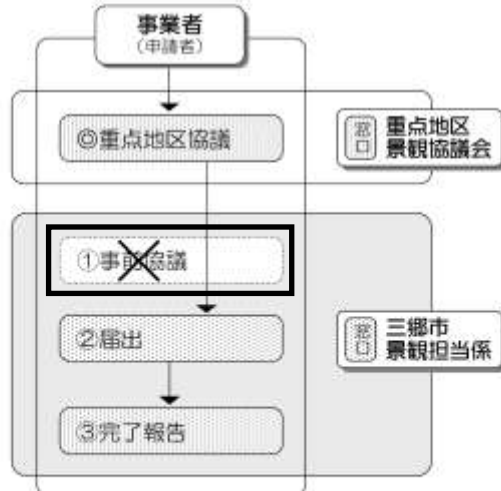
整理番号	指摘事項	対応事項										
5	<p>【ゴミ置き場に関する設置基準と景観形成基準との整合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ゴミ置き場の露出等の記述について、設置基準上では道路に面したところとなっていますが、景観との整合をどうお考えでしょうか。 	<p>説明資料2 P-14</p> <p>○表の種別「⑫付帯施設」を、「駐車場、ごみ置き場などは、露出が過度にならないように配慮します」に修正します。</p> <table border="1" data-bbox="644 360 1422 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="665 383 979 510">種別</th> <th data-bbox="979 383 1401 510">景観形成の共通基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="665 510 979 920"> ⑨外構と緑化 (敷地内) </td> <td data-bbox="979 510 1401 920"> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。 →農地や緑地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮（以下同じ） →目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽 ・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。 →花や紅葉の彩りづくり ・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 →外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="665 920 979 1010"> ■建築物等 ⑩色彩 </td> <td data-bbox="979 920 1401 1010"> 注) 色彩基準を参照 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="665 1010 979 1144"> ⑪付帯広告物 </td> <td data-bbox="979 1010 1401 1144"> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 →本体とデザイン統一/飛び出しを避ける </td> </tr> <tr> <td data-bbox="665 1144 979 1234"> ⑫付帯施設 </td> <td data-bbox="979 1144 1401 1234"> 駐車場、ごみ置き場などは、露出が過度にならないように配慮します。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	景観形成の共通基準	⑨外構と緑化 (敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。 →農地や緑地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮（以下同じ） →目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽 ・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。 →花や紅葉の彩りづくり ・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 →外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用 	■建築物等 ⑩色彩	注) 色彩基準を参照	⑪付帯広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 →本体とデザイン統一/飛び出しを避ける 	⑫付帯施設	駐車場、ごみ置き場などは、露出が過度にならないように配慮します。
種別	景観形成の共通基準											
⑨外構と緑化 (敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境を考慮し、まち並みに連続した緑化に配慮します。 →農地や緑地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮（以下同じ） →目に付き易い道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽 ・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。 →花や紅葉の彩りづくり ・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 →外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用 											
■建築物等 ⑩色彩	注) 色彩基準を参照											
⑪付帯広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 →本体とデザイン統一/飛び出しを避ける 											
⑫付帯施設	駐車場、ごみ置き場などは、露出が過度にならないように配慮します。											
6	<p>【景観条例の基本理念の文言について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観条例の基本理念の第2項「誰もがほっとするような景観」というのは、非常にイメージが湧きやすい言葉ですが、第3項の「誰が見ても楽しくなるような景観」というのが、どのようなものかイメージが湧きにくいので、場合によってはこれが誤った方向に受け取られかねない表現であるように感じるのに対応願います。 	<p>説明資料3 P-3</p> <p>○景観形成基本計画 P-4「景観形成の基本的な視点」で記述された文言をもとに、「三郷らしい個性が感じられる～」に修正します。</p> <table border="1" data-bbox="644 1480 1422 1854"> <tr> <td data-bbox="665 1503 1401 1839"> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 良好な景観形成は、市、事業者及び市民が、それぞれに与えられた役割を果たし、協働作業による景観の保全又は創造を推進することにより、行わなければならない。</p> <p>2 良好な景観形成は、市の景観特性である水及び緑並びに街を連続させて調和し、誰もが、ほっとするような景観を形成するよう、図らなければならない。</p> <p>3 良好な景観形成は、三郷らしい個性が感じられる景観を保全又は創造し、それが街の発展に寄与するよう、市、事業者及び市民により、その実現に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 良好な景観形成は、市、事業者及び市民が、それぞれに与えられた役割を果たし、協働作業による景観の保全又は創造を推進することにより、行わなければならない。</p> <p>2 良好な景観形成は、市の景観特性である水及び緑並びに街を連続させて調和し、誰もが、ほっとするような景観を形成するよう、図らなければならない。</p> <p>3 良好な景観形成は、三郷らしい個性が感じられる景観を保全又は創造し、それが街の発展に寄与するよう、市、事業者及び市民により、その実現に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。</p>									
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 良好な景観形成は、市、事業者及び市民が、それぞれに与えられた役割を果たし、協働作業による景観の保全又は創造を推進することにより、行わなければならない。</p> <p>2 良好な景観形成は、市の景観特性である水及び緑並びに街を連続させて調和し、誰もが、ほっとするような景観を形成するよう、図らなければならない。</p> <p>3 良好な景観形成は、三郷らしい個性が感じられる景観を保全又は創造し、それが街の発展に寄与するよう、市、事業者及び市民により、その実現に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。</p>												

整理番号	指摘事項	対応事項
7	<p>【景観の定義付けについて】</p> <p>●「景観とは」の定義で「見たいもの、見やすいもの」となっていますが、それについてはもう少し考えた方が良いのではないか。</p>	<p>説明資料3 P-5</p> <p>○景観形成基本計画 P-7「景観の捉え方」で記述された文言に差し替えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(定義)</p> <p>第6条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「法施行令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「法施行規則」という。）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人又は法人若しくは団体をいう。</p> <p>(2) 市民 市内に住所を有する個人及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。</p> <p>(3) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 2px;">(4) 景観 視覚的な対象及び対象群の全体的な眺めと、それに伴う人間の心理的な現象をいう。</p> <p>(5) 景観形成 良好な景観の保全又は創出をいう。</p> </div>

2. 都市計画審議会の指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
8	<p>【ゆとり景観ゾーンの田んぼの景観について】</p> <p>●三郷市都市計画マスタープラン(改訂中)では、ゆとり景観ゾーンの半分が「都市基盤整備検討・候補地区」になっており、更に「産業立地ゾーン」を合わせると、ゆとり景観ゾーンが無くなってしまいます。市民の要望の多い「田んぼの景観を残す」を市の計画の中にしっかりと組み入れて欲しい。</p>	<p>説明資料2 P-5</p> <p>○景観計画第3章2「市全体の景観形成方針」「ゆとり景観ゾーン」に下記の文言を追加します。</p> <p>「都市計画マスタープランに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;"> ■ ゆとり景観ゾーン </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ●農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を「ゆとり景観ゾーン」とします。 ●都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ●都市計画マスタープランに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。 </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>▼前間の水田地帯</p>  </div> </div>

整理番号	指摘事項	対応事項																																																																																											
9	<p>【駐車場の届出の対象について】</p> <p>●届出対象行為に駐車場は含まれているのか。</p>	<p>説明資料 2 P-9</p> <p>○届出対象行為に、新たに「4) 土地の形質の変更」を追加し、駐車場の届出も対象に含めることとします。</p>																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="308 416 571 495">行為</th> <th colspan="2" data-bbox="571 416 1417 454">届出の対象規模</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="571 454 999 495">景観計画区域</th> <th data-bbox="999 454 1417 495">重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 495 363 853">1) 建築物※1</td> <td data-bbox="363 495 571 853"> 新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 </td> <td data-bbox="571 495 999 853"> イ) 延べ面積が500㎡以上のもの ロ) 高さが10m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業※6の敷地内のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上かつ45㎡以上、又は、屋根は1/3以上かつ10㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上若しくは45㎡以上、又は、屋根は1/3以上若しくは10㎡以上のもの </td> <td data-bbox="999 495 1417 853"> イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内のもの ニ、イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上かつ20㎡以上、又は、屋根は1/4以上かつ5㎡以上のもの ホ、ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上若しくは20㎡以上、又は、屋根は1/4以上若しくは5㎡以上のもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 853 363 1021">2) 工作物※2の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td> <td data-bbox="363 853 571 1021"></td> <td data-bbox="571 853 999 1021"> イ) 高さが2m以上かつ長さが20m以上の擁壁 ロ) 高さが10m以上のもの ハ) 築造面積※7が500㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/3以上かつ45㎡以上のもの </td> <td data-bbox="999 853 1417 1021"> イ) 高さが2m以上かつ長さが10m以上の擁壁 ロ) 高さが5m以上のもの ハ) 築造面積が250㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/4以上かつ20㎡以上のもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1021 363 1059">3) 開発行為※3</td> <td data-bbox="363 1021 571 1059"></td> <td data-bbox="571 1021 999 1059">イ) 面積が500㎡以上のもの</td> <td data-bbox="999 1021 1417 1059">イ) 面積が500㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1059 363 1122">4) 土地の形質の変更※4</td> <td data-bbox="363 1059 571 1122"></td> <td data-bbox="571 1059 999 1122">イ) 面積が500㎡以上のもの</td> <td data-bbox="999 1059 1417 1122">イ) 面積が250㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1122 363 1167">5) 木竹の植栽又は伐採</td> <td data-bbox="363 1122 571 1167"></td> <td data-bbox="571 1122 999 1167">イ) 面積が500㎡以上のもの</td> <td data-bbox="999 1122 1417 1167">イ) 面積が250㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1167 363 1256">6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積※5</td> <td data-bbox="363 1167 571 1256"></td> <td data-bbox="571 1167 999 1256">イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの</td> <td data-bbox="999 1167 1417 1256">イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1256 363 1317">7) その他</td> <td data-bbox="363 1256 571 1317"></td> <td colspan="2" data-bbox="571 1256 1417 1317">イ) 上記のほか、法令等により届出が必要なもので、延べ面積10㎡以下の増築、改築及び移転以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1317 1417 1350"> ※1 建築物（建築基準法第2条第1項） </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1350 1417 1402"> →土地に定着する工作物のうち、①：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、②：①に付属する門・塙、③：観賞のための工作物、④：高架の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、⑤：①から④の建築設備、をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1402 1417 1435"> ※2 工作物（建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物） </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1435 1417 1529"> →煙突、広告塔、高架水塔、擁壁その他これらに類する工作物 →昇降機、ウォーターシャフト、飛行塔その他これらに類する工作物 →製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 →その他の工作物：軌道式の一層二段等の自走式自動車庫、駐車機及びこれに付設する入出路等をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1529 1417 1563"> ※3 開発行為（都市計画法第4条第12項） </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1563 1417 1574"> →主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1574 1417 1608"> ※4 土地の形質の変更 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1608 1417 1630"> →自動車の駐車及び通行の用に供する土地等で行う土地の形状及び性質の変更をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1630 1417 1664"> ※5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1664 1417 1758"> →土石：三郷市土砂のたい積の規制に関する条例第2条に規定する土砂のたい積をいう。 →廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。 →再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。 →その他の物件：資材等をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1758 1417 1792"> ※6 開発事業 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1792 1417 1814"> →三郷市開発事業等の手続等に関する条例第2条に規定する開発事業をいう。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1814 1417 1848"> ※7 築造面積 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="308 1848 1417 1870"> →工作物の水平投影面積。ただし、自動車の駐車及び通行の用に供する部分がある場合は、その用に供する面積の合計を加算する。 </td> </tr> </tbody> </table>		行為		届出の対象規模				景観計画区域	重点地区	1) 建築物※1	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	イ) 延べ面積が500㎡以上のもの ロ) 高さが10m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業※6の敷地内のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上かつ45㎡以上、又は、屋根は1/3以上かつ10㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上若しくは45㎡以上、又は、屋根は1/3以上若しくは10㎡以上のもの	イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内のもの ニ、イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上かつ20㎡以上、又は、屋根は1/4以上かつ5㎡以上のもの ホ、ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上若しくは20㎡以上、又は、屋根は1/4以上若しくは5㎡以上のもの	2) 工作物※2の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		イ) 高さが2m以上かつ長さが20m以上の擁壁 ロ) 高さが10m以上のもの ハ) 築造面積※7が500㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/3以上かつ45㎡以上のもの	イ) 高さが2m以上かつ長さが10m以上の擁壁 ロ) 高さが5m以上のもの ハ) 築造面積が250㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/4以上かつ20㎡以上のもの	3) 開発行為※3		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が500㎡以上のもの	4) 土地の形質の変更※4		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの	5) 木竹の植栽又は伐採		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの	6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積※5		イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの	イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの	7) その他		イ) 上記のほか、法令等により届出が必要なもので、延べ面積10㎡以下の増築、改築及び移転以外のもの		※1 建築物（建築基準法第2条第1項）				→土地に定着する工作物のうち、①：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、②：①に付属する門・塙、③：観賞のための工作物、④：高架の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、⑤：①から④の建築設備、をいう。				※2 工作物（建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物）				→煙突、広告塔、高架水塔、擁壁その他これらに類する工作物 →昇降機、ウォーターシャフト、飛行塔その他これらに類する工作物 →製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 →その他の工作物：軌道式の一層二段等の自走式自動車庫、駐車機及びこれに付設する入出路等をいう。				※3 開発行為（都市計画法第4条第12項）				→主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。				※4 土地の形質の変更				→自動車の駐車及び通行の用に供する土地等で行う土地の形状及び性質の変更をいう。				※5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				→土石：三郷市土砂のたい積の規制に関する条例第2条に規定する土砂のたい積をいう。 →廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。 →再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。 →その他の物件：資材等をいう。				※6 開発事業				→三郷市開発事業等の手続等に関する条例第2条に規定する開発事業をいう。				※7 築造面積				→工作物の水平投影面積。ただし、自動車の駐車及び通行の用に供する部分がある場合は、その用に供する面積の合計を加算する。		
行為		届出の対象規模																																																																																											
		景観計画区域	重点地区																																																																																										
1) 建築物※1	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	イ) 延べ面積が500㎡以上のもの ロ) 高さが10m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業※6の敷地内のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上かつ45㎡以上、又は、屋根は1/3以上かつ10㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/3以上若しくは45㎡以上、又は、屋根は1/3以上若しくは10㎡以上のもの	イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内のもの ニ、イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上かつ20㎡以上、又は、屋根は1/4以上かつ5㎡以上のもの ホ、ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁は1/4以上若しくは20㎡以上、又は、屋根は1/4以上若しくは5㎡以上のもの																																																																																										
2) 工作物※2の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		イ) 高さが2m以上かつ長さが20m以上の擁壁 ロ) 高さが10m以上のもの ハ) 築造面積※7が500㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/3以上かつ45㎡以上のもの	イ) 高さが2m以上かつ長さが10m以上の擁壁 ロ) 高さが5m以上のもの ハ) 築造面積が250㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/4以上かつ20㎡以上のもの																																																																																										
3) 開発行為※3		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が500㎡以上のもの																																																																																										
4) 土地の形質の変更※4		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの																																																																																										
5) 木竹の植栽又は伐採		イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの																																																																																										
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積※5		イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの	イ) その用に供される土地の面積が500㎡以上、又は高さが1.5m以上のもの																																																																																										
7) その他		イ) 上記のほか、法令等により届出が必要なもので、延べ面積10㎡以下の増築、改築及び移転以外のもの																																																																																											
※1 建築物（建築基準法第2条第1項）																																																																																													
→土地に定着する工作物のうち、①：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、②：①に付属する門・塙、③：観賞のための工作物、④：高架の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、⑤：①から④の建築設備、をいう。																																																																																													
※2 工作物（建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物）																																																																																													
→煙突、広告塔、高架水塔、擁壁その他これらに類する工作物 →昇降機、ウォーターシャフト、飛行塔その他これらに類する工作物 →製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 →その他の工作物：軌道式の一層二段等の自走式自動車庫、駐車機及びこれに付設する入出路等をいう。																																																																																													
※3 開発行為（都市計画法第4条第12項）																																																																																													
→主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。																																																																																													
※4 土地の形質の変更																																																																																													
→自動車の駐車及び通行の用に供する土地等で行う土地の形状及び性質の変更をいう。																																																																																													
※5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																																																													
→土石：三郷市土砂のたい積の規制に関する条例第2条に規定する土砂のたい積をいう。 →廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。 →再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。 →その他の物件：資材等をいう。																																																																																													
※6 開発事業																																																																																													
→三郷市開発事業等の手続等に関する条例第2条に規定する開発事業をいう。																																																																																													
※7 築造面積																																																																																													
→工作物の水平投影面積。ただし、自動車の駐車及び通行の用に供する部分がある場合は、その用に供する面積の合計を加算する。																																																																																													

整理番号	指摘事項	対応事項
10	<p>【届出等の手続きにおける事前協議について】</p> <p>●事前協議はどのように行われるのか。</p>	<p>説明資料 2 P-27</p> <p>○以下の「第 5 章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項 2届出等の手続き」の流れに沿って行われます。また、地区計画と同様の窓口での対応を考えております。</p> <div data-bbox="392 398 1382 2022" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">2 届出等の手続き</h3> <p>(1) 届出等の手続きの概要</p> <p>事業者（申請者）は、第 4 章の「2 届出対象行為」の一覧表に該当するものは、景観条例に基づいて届出が必要になります。その手続きの流れは、対象地区の区分や重点地区協議会設立の有無によって異なり、次の三つに区分されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「対象地区が景観計画区域」の場合は、図 - A の手続きになります。 ②「対象地区が重点地区で重点地区景観協議会が設立されている場合」は、図 - B の手続きになります。 ③「対象地区が重点地区で重点地区景観協議会が設立されていない場合」は、図 - A の手続きになります。 <p>■図 - A：「景観計画区域」または「重点地区で重点地区景観協議会が設立されていない場合」の手続き</p> <p>事業者は、三郷市景観担当係を窓口として、「①事前協議」を経た後に、「②届出」、「③完了報告」の手続きを行います。</p>  <p>■図 - B：「重点地区で重点地区景観協議会が設立されている場合」の手続き</p> <p>事業者は、予め重点地区景観協議会と「◎重点地区協議」を行う必要があります。</p> <p>その上で、三郷市景観担当係へ「②届出」を行い、「③完了報告」の手続きを行います。なお、①事前協議は省略することができます。</p>  </div>

3. 景観計画の策定及び景観条例の制定に係わる説明会の指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
11	<p>【電線地中化について】</p> <p>●電線・電柱の地中化をどのように考えているのか。 また今後における具体策はあるのか。</p>	<p>○地中化に関しては、NTTや東京電力と協議を行う必要や協議会を設立する等、大幅な時間が必要になるので、現在のところ主なところ（駅周辺）のみ地中化を行っております。</p> <p>○なお、それ以外のところでも裏配線が可能なところは実施しております。</p>
12	<p>【届出内容について】</p> <p>●届出の内容はどの程度を考えているのか。</p>	<p>○届出の内容（提出書類等）は景観法に記述されております。</p> <p>○三郷市は、現段階で届出の具体的な内容は決めておりませんが、地区計画の提出図書を想定して頂ければ良いと思います。</p> <p>○なお、届出の景観形成基準は緩やかな基準を考えおります。</p>
13	<p>【景観専門職員の採用について】</p> <p>●市の内部に、景観に関する専門的な職員を採用するのか。</p>	<p>○専門的な職員の採用は考えておりませんが、運用開始後においては景観アドバイザーに委託をし、バックアップを受ける方が効率的であると考えております。</p>
14	<p>【景観形成効果の優先度について】</p> <p>●景観リーフレットに「良好な景観は来訪者の増加を促し…」と記載されているが、景観を良くして来訪者の増加を図る事が第1優先ではなく、市民が快適に住めるようになる事が第1優先ではないか。</p>	<p>○ご意見を景観協議会等に提示致します。</p>
15	<p>【罰則規定について】</p> <p>●条例を進めるにあたり罰則規定を設けて頂きたい。色合いは感覚ですからスーパーなど商業系は罰則規定を設けて頂きたい。</p>	<p>○罰則規定は法で定めていますので適用することとなります。市の考え方としては、良い景観を皆でつくっていきたいというのが基本なので、まず啓発活動を行う事が重要と考えております。</p> <p>○また、色の誘導等は地区によって異なってくると思います。住居系では落ち着き、商業系では賑わいが必要になってきます。</p>
16	<p>【景観計画と建築基準法の整合について】</p> <p>●高さ・広さ制限等に関して、建築基準法との整合は取れているのか。</p>	<p>○現在は考えておりません。</p>

整理 番号	提案事項	対応事項
17	<p>【景観形成に関する補助等について】</p> <p>●良い景観づくりを行いたいと考えているが、経済状態が許さない人に対して、市から補助をして頂けるのか。</p>	<p>○届出に対しては、補助等は致しません。 また、個人の経済状態から良い景観づくりができないのであれば、補助金だけの問題ではなく何かしらの検討が必要と思います。</p>
18	<p>【植栽の高さ制限について】</p> <p>●防犯の観点から植栽の高さを、子供の頭が見えるくらいの高さにした方が良いと思いますが、植栽の高さ制限の設定についてどう考えているのか。</p>	<p>○三郷中央地区ではブロック塀の高さ基準 1.5m 以下に設定しております。</p>
19	<p>【緩やかな誘導の意味について】</p> <p>●緩やかな誘導とはどのようなものなのか。</p>	<p>○罰則があるから守らせようという事ではなく、良好な景観をみんなで作っていかうということが緩やかな基準の基本になります。広く皆様（市民の方々）にお知らせして認識して頂くことが重要になります。</p>
20	<p>【景観誘導について】</p> <p>●三郷中央駅地区は、現在整備が進んでいるが今の段階から誘導等を徹底したらどうか。</p> <p>●新三郷ららシティ地区は建て替え等に対して今の内容（景観計画の基準）を示すようにしたらどうか。</p>	<p>○左記を意見として景観協議会に提出させていただきますが、三郷市の景観計画及び景観条例に基いて誘導等を行うことができるのは、平成 23 年 4 月（施行予定）以降になります。それまでは、県の景観計画及び景観条例に基いて行うこととなります。</p>
21	<p>【地区計画と景観計画の関連について】</p> <p>●地区計画と景観計画のからみは怎么样了なのか。</p>	<p>○地区計画、景観計画の両方を守って頂くこととなります。地区計画は都市計画法で景観計画は景観法になります。また地区計画は数値的な基準になり、景観計画は基本的に文言的（色彩を除く）な基準になります。</p>